

加盟登録事務処理マニュアル

共通

－ 団 －

2025.0728 版

前版からの変更箇所
■ 1（5）登録料 2（イ）団における9月以降加盟する場合の登録料（減額登録料）半期減免の対象の記述を更新しました。9月1日以降の本申請が対象です
■ 1（5）登録料 2（エ）団における9月以降加盟する場合の登録料（減額登録料）半期減免の対象の記述を更新しました。9月1日以降の本申請が対象です



公益財団法人

ボーイスカウト日本連盟

目次

1. はじめに	- 3 -
(1) 登録の対象（教育規程 2-4、2-5）	- 3 -
(2) 登録の期間（教育規程 2-15、2-16）	- 3 -
(3) 登録の審査（教育規程 2-11～14）	- 3 -
(4) 登録料（教育規程 2-17）	- 3 -
(5) 登録の承認	- 5 -
(6) 共済の補償開始日	- 5 -
(7) 登録の手続き（補足）	- 5 -
2. 加盟登録申請における個人情報の取り扱いについて	- 7 -
3. 作業にあたっての重要事項と注意事項	- 8 -
(1) 重要：1 作業にあたって用意するもの	- 8 -
(2) 重要：2 使用するパソコンの選定と動作環境の確認	- 8 -
(3) 重要：3 パスワードの設定	- 8 -
(4) 重要：4 加盟登録システムを使用する際の禁止事項について	- 9 -
(5) ボーイスカウト加盟登録申請に関わる用語の解説	- 10 -

1. はじめに

加盟登録とは、教育規程を基準とし、県連盟(地区)の審査、承認を経て、日本連盟へ申請するものです。

(1) 登録の対象 (教育規程 2-4、2-5)

教育規程に定められた加盟登録をする者(加盟登録しなければならない)と、加盟登録できる者(加盟登録することができる)を対象としています。

- ① 団・隊とその加盟員(スカウトクラブ会員も含む)
- ② 都道府県連盟(地区)とその役職員、スカウトクラブ会員

(2) 登録の期間 (教育規程 2-15、2-16)

- ① 加盟登録の年度 4月1日～翌年3月31日
- ② 継続申請の申請期間 1月1日～3月31日
※3月31日までに日本連盟が承認する必要があるため、システム上では7～10日ほど前までに申請を済ませていただくようお願いいたします(間際の申請では、期日内の承認ができない場合があります)。
- ③ 追加申請の申請期間 4月1日～翌年3月31日
※その年度内に日本連盟が承認する必要があるため、システム上では7～10日ほど前までに申請を済ませていただくようお願いいたします(間際の申請では、期日内の承認ができない場合があります)。
- ④ システム停止期間
メンテナンス等により、システムの利用を停止することがあります。この期間は作業が行えませんので、ご注意ください。なお、この告知は、システム上に掲載します。

(3) 登録の審査 (教育規程 2-11～14)

教育規程に定められた基準に従い、県連盟(地区)が審査します。ボーイスカウトの諸活動、ならびに団・隊の運営を進めるうえで支障がないことを確認し、不十分な点については改善し、支援が必要な場合にはその体制や方法を協議する機会を設けます。意見を交換しながら、スカウトたちの活動を支援するための体制作りをお願いします。

(4) 登録料 (教育規程 2-17)

- ① 登録料とは
ボーイスカウト運動への加盟登録には、次にあげる費用の負担も含まれています。日本連盟への加盟(登録料の納入)が世界スカウト機構への加盟に直結しており、また、加盟と同時に安心、安全に活動していただける共済も備わっています。登録料は年度ごとに納入していただきます。
 - ・スカウト運動を運営する費用
 - ・世界のスカウト運動を運営する費用
世界スカウト会議の決議に従い、世界スカウト機構へ納める加盟登録料分担金
 - ・「そなえよつねに共済」掛金
 - ・加盟員への情報提供

② 登録料の種別と金額

(ア) 団における登録料

団（1こ団につき）	2,000 円
隊（1こ隊につき）	2,000 円
加盟員（1人につき）スカウト	4,000 円（うち共済掛金 900 円）
指導者	8,400 円（うち共済掛金 900 円）

(イ) 団における9月以降加盟する場合の登録料（減額登録料）

加盟促進を目的として、9月以降の加盟については登録料減額の措置があります。ただし、前年度登録がある方は、9月以降の申請でも全期となります（年度が継続している登録のため）。また団・隊の登録料については、年度単位であり、減額の対象となりません。加盟登録システムにおいて9月1日以降の本申請が対象です。

加盟員（1人につき）スカウト	2,250 円（うち共済掛金 700 円）
指導者	4,450 円（うち共済掛金 700 円）

* その他の登録料額について

登録料は、前年度の加盟登録状況や当年度の加盟登録および共済加入の時期等により、上記以外の金額である場合があります。申請の際にシステム内で表示される計算表をご確認ください。

③ 減免について

【指導者家族減免】

2024 (R06) 年度まで指導者同居減免として、一家庭に複数名の指導者が同居している場合、情報提供額の減免を実施していました。機関誌は休刊となりましたが、減免措置は名称を変更し従来どおりの内容で継続します。

対象は指導者です。対象者のその年度の最初の加盟登録申請時に併せて申請します。あとから追って申請することはできません。上記登録料から次の額が控除されます。ただし、次項の登録料減免と同時に受けることはできません（減免の上限は、共済掛金を除く登録料の50%）。

減免額 全期 1,200 円/半期 600 円

【登録料減免】

次にあげる対象に該当し、その理由から団または隊に経済的な負担が発生する場合、県連盟（地区）の承認を得た申請は、日本連盟理事会の承認を得て、隊と加盟員の登録料の一部を減免することができます。

ただし、団登録料については減免の対象とはならず、また加盟員は指導者家族減免を同時に受けることはできません（減免の上限は、共済掛金を除く登録料の50%）。

1) 対象となる隊

- ・ 養護施設の隊
- ・ 障害児を対象とした隊
- ・ 更生施設の隊

2) 対象となる加盟員

- ・ 養護施設の隊に所属する者
- ・ 障害児（者）
- ・ 障害児とともに活動する者
- ・ 更生施設の隊に所属する者

(ウ) 団における登録料

団（1こ団につき）	2,000 円
隊（1こ隊につき）	1,000 円
加盟員（1人につき）スカウト	2,450 円（うち共済掛金 900 円）
指導者	4,650 円（うち共済掛金 900 円）

(エ) 団における9月以降加盟する場合の登録料（減額登録料）

加盟促進を目的として、9月以降の加盟については登録料減額の措置があります。ただし、団、隊の登録料については、年度単位とし減額の対象となりません。加盟登録システムにおいて9月1日以降の本申請が対象です。

加盟員（1人につき）スカウト	1,475 円（うち共済掛金 700 円）
指導者	2,575 円（うち共済掛金 700 円）

(5) 登録の承認

日本連盟において承認が行われましたら、次の証明書を発行します。（加盟登録証は、SAJ 会員マイページアプリに表示、また3種とも組織(団・地区・県連盟)にて出力・印刷可能。

- ① 加盟員 … 加盟登録証（加盟員単位で、1年度ごと）
- ② 団(隊) … 加盟登録承認書（団単位で、1年度ごと、所属隊の表記を含む）

(6) 共済の補償開始日

次の二つがそろった時点で、どちらか遅い方の日付の翌日から補償が開始されます（継続申請の場合は4月1日からの開始）。補償は、翌年3月31日の24時まで有効です。

- ・日本連盟への申請日
 - ・登録料(共済掛金)が日本連盟に着金した日
- 年1回、共済証書(紙)を発行しお送りします。

(7) 登録の手続き（補足）

- ① 加盟員の復活
対象加盟員の復活前の所属が他団の場合は、地区・県連盟へご相談ください。
- ② スカウトクラブ
スカウトクラブ会員は、ボーイスカウト活動の趣旨をご理解いただき賛同していただける方や、長期および継続的な活動はできないものの単発的な奉仕にご協力いただける方、OB・OGなどの方で、20歳以上を対象としています。
スカウトクラブ会員は加盟登録することができます（教育規程2-5）。団、県連盟(地区)所属のいずれのスカウトクラブも、県連盟の承認を得て、日本連盟へ申請します。なお、指導者や県連盟(地区)役員として登録している方は、スカウトクラブ会員としての申請は不要です。活動目的が異なるため、ほかの役務との兼務はできません。
スカウトクラブは、隊にかかるようなクラブに対しての登録料は発生しません。会員の登録料は、指導者加盟員と同様です。

③ 2 隊目以降の設立（教育規程 3 - 1）

同種の隊が 2 隊以上ある場合の 2 隊目以降は暫定的措置にすぎません。近い将来分封することが望ましいと言えますので、県連盟(地区)の指導を仰ぎます。

④ ID/パスワード再発行

操作担当者が設定済み(ID 発行済み)の場合の手続きは、ご自身によるパスワード再取得のみとなります。

下記の URL、またはログインページの「パスワードをお忘れの方」のリンクからパスワードのセルフリセットの実施しパスワードを受信

URL <https://be.scout.or.jp/oauth/password-resets>

ID (11 桁の加盟員番号)

⑤ その他

ご不明な点は、日本連盟事務局 登録専用アドレスへお問い合わせください。

E-mail : touroku-help@scout.or.jp

2. 加盟登録申請における個人情報の取り扱いについて

加盟登録申請として、加盟団、地区、都道府県連盟を経由して日本連盟に届く「公益財団法人ボーイスカウト日本連盟 加盟登録者」の内容には、「個人情報」が含まれています。

令和4年4月1日から、令和2年度改正個人情報保護法が施行されたことをうけ、ボーイスカウトの各種加盟登録情報もその扱いに関して、厳格な対応や配慮を行い厳重に管理する必要があります。

団の登録事務担当者のみならず、団内の各指導者ならびに各地区や各都道府県連盟の方々にも、取り扱う加盟登録情報は個人情報であることを十分に認識いただき、各種の加盟登録事務処理に臨まれるよう、お願い申し上げます。

団の加盟登録事務処理においては、具体的に以下の点を厳守されるようお願いいたします。

1. 各団内に、加盟登録事務処理担当者(操作担当者)を任命してください。
2. 加盟登録システムへログインするために必要なユーザーIDやパスワード等は担当で管理し、決して第三者に教えないでください。日本連盟事務局職員、警察官等であっても、パスワードを尋ねることは絶対にありません。また、以下の点について、ご注意ください。
 - ・ パスワードは定期的に変更し、他人から推測されやすい、例えば、生年月日(設立年月日)、自宅の住所・地番、電話番号、勤務先の電話番号、自動車のナンバー、同一数字、連番等の番号のご使用は避けてください
 - ・ ログインIDやパスワード等をメモに残したり、パソコン内に保存しないでください
 - ・ ご自身が所有、管理する端末以外から加盟登録システムを利用しないでください
 - ・ 他のサイトで利用しているパスワードは使用しないことをお勧めします
3. 扱う登録情報の各種データファイル(名簿類等データも含む)は厳密に管理し、むやみに外部へ持ち出したり、Eメール等でのデータファイルの送付・交換は行わないでください。持ち出す場合は、ファイルに12文字以上の推測されにくい強固なパスワードを設定してください。
4. 保有する登録情報の第三者への提供および漏洩の防止策を策定しこれを厳守してください。なお、公益財団法人ボーイスカウト日本連盟に集約される加盟登録申請(加盟員の個人情報)の利用目的については、プライバシーポリシーに明記しています。
また、公益財団法人ボーイスカウト日本連盟の公式ホームページにおいても公開しています。
(<https://www.scout.or.jp/privacy-policy/>)
5. 活動を休止する加盟員の情報保存に関するプライバシーポリシーは別途定めます。加盟登録システムにてご確認ください。

3. 作業にあたっての重要事項と注意事項

(1) 重要：1 作業にあたって用意するもの

作業開始前に、以下の準備品が揃っているか確認し、すべて揃えてから作業を開始してください。

- ① 登録マニュアル、手順等各種案内（日本連盟 HP 掲載）
 - ・ マニュアル「共通」「画面説明」「申請手続き」
 - ・ Q&A など
- ② パソコン（以下、PC）
 - ・ 次項の「パソコンの動作環境について」に示す動作環境に適合する PC
- ③ PC 本体用の操作マニュアル一式（PC 添付のメーカーマニュアル）
- ④ 入力のための団の基礎資料

(2) 重要：2 使用するパソコンの選定と動作環境の確認

- ① PC の「動作環境」について
 - (ア) 使用する PC は、以下の動作環境に適合するかご確認ください。
 - (イ) ノート型、デスクトップ型のどちらでも使用できます。
OS を問わず、最新の Microsoft Edge の他、Google Chrome など Chrome 系ブラウザに対応
- ② このマニュアルで使用する PC 画面(画像)について
 - (ア) OS やブラウザにより画面構成が異なる場合があります。
 - (イ) 年度表記が異なる場合がありますが、当該年度として読み換えてください。

(3) 重要：3 パスワードの設定

- ① パスワードの取り扱い
パスワードの取り扱いには以下を推奨します。
 - ・ 定期的に変更する
 - ・ 推測されやすいものは避ける
 - ・ アカウント作成時に付与されたパスワードは使用しない
 - ・ 英数字(a~z(A~Z), 0~9)最低1つずつ含めた8文字以上で指定する
- ② ユーザーID、パスワードを忘れた場合
* 申請手続きマニュアル「2. 加盟登録システムへのログイン」参照

(4) 重要：4 加盟登録システムを使用する際の禁止事項について

ボーイスカウト日本連盟は、利用者に対し、以下の行為を禁止します。

- ① 加盟登録システムの稼動を妨げる行為、システムの安定稼動に支障をきたす行為、またはそれらの恐れのある行為
- ② ユーザーID およびパスワードを不正に使用する行為
- ③ 他の利用者やボーイスカウト日本連盟に不利益や損害を与える行為、またはそれらの恐れのある行為
- ④ 他の利用者やボーイスカウト日本連盟の商標権、著作権、プライバシー、その他の権利を侵害する行為、またはそれらの恐れのある行為
- ⑤ 公序良俗に反する行為、その他法令に違反する行為、またはそれらの恐れのある行為
- ⑥ その他、ボーイスカウト日本連盟が不適當・不適切と判断する行為

禁止行為に違反することは、刑法・不正アクセス禁止法・商標法・著作権法および民商法の規定に違反し、刑事罰責任および民事的な損害賠償責任で罰せられる場合があります。

すべての違反する行為に対し、ボーイスカウト日本連盟では一切責任を負いません。

(5) ボーイスカウト加盟登録申請に関わる用語の解説

用語	意味と内容
継続登録 (申請)	加盟員・非加盟員および団・隊、地区、県連盟が、引き続き継続して次年度の加盟登録を行うこと ・毎年、決められた期間内(1~3月)に実施します
追加登録 (申請)	継続登録申請後に、様々な申請を行うこと ・年度内のいつでも申請できます(一部例外あり)
新規登録 (加盟登録)	加盟員・非加盟員…初めて加盟登録すること および、活動を休止し、かつ <u>個人情報を残さない選択</u> をした者が、再び加盟員または非加盟員として登録すること 団・隊…初めて発団(隊)すること
復活登録	加盟員…活動を休止し、再び加盟員または非加盟員として登録すること (システムでの作業年度の前年度に登録がある場合は復活) 団・隊…1年度以上休団(隊)したのちに、再び加盟登録すること
上進 (シ ョウシン)	スカウトが上の部門の隊(BVS→CS→BS→VS→RS)へ上がること
移籍(転団)	所属団が変わること
脱退、除籍	教育規程2-7参照 ・登録は年度登録ですので、年度途中での脱退、除籍に関する申請は必要ありません
重複登録 (主登録と 従登録)	教育規程2-6参照 加盟員が役務を2つ以上重複して登録すること
加盟員番号 (個人の 登録番号)	加盟員に付与される11桁の番号 (2023(R05)年度、従来の10桁の末尾に ^{チェックデジット} 検査用の数字1桁追加) ・この番号で加盟員各個人の情報をすべて管理しています ・一定期間活動を休止し、 <u>個人情報を残さない選択</u> をした者が、再度加盟登録することになった場合は、新規登録にて新しい番号を付与します
非加盟員	加盟登録事務手続きでの「非加盟員」とは、共済のみ加入する方 非継続(次年度登録しない)とは異なります
仮申請	団(または地区)が最初に出す申請 所属する地区および県連盟に申請(審査、確認依頼)すること
本申請	・団・地区が、仮申請を経て日本連盟に申請すること ・県連盟が、日本連盟に申請すること
分封 (ブンポウ)	団内に同種の隊が増えたため、1つの団から新しい団が独立すること ・この場合「団」は新規団ですが、わかれた「隊」は継続として扱われます